

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成23年9月15日発行) No.4

発行 浪江町災害対策本部

〒964-0904
福島県二本松市郭内一丁目196-1
(福島県男女共生センター内)
TEL 0243-62-0123(代)
FAX 0243-22-4261
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週日曜日は開庁日です。



ホームページの情報は携帯でも
ご覧いただくことができます。

▶ QRコードをご利用ください。▶

浪江町公式フェイスブック・ページ
「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。



浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さまへ、
各種情報をお届けします。

※9月7日現在の情報を掲載しています。今後、内容等が変更されること
もありますので、あらかじめご了承ください。

遠距離通学費助成

遠距離通学している児童・生徒の保護者に対し、通学費の助成を実施します。

▽対象者

浪江町に住所がある児童・生徒の保護者

※スクールバスを利用している

児童・生徒の保護者、生活保護を受けている保護者は、対象外。

▽対象となる通学距離

●小学生 4km以上

●中学生 6km以上

▽対象金額

●交通機関利用

定期乗車券などの購入金額の2分の1の額

●右記以外の場合

月額1,000円以内、年間10か月まで

※購入した当該定期乗車券の有効期間のうち、学年始、夏期、冬期及び学年末休業日は、助成の対象としない。

※交通機関以外による通学について、天災地変のため通常の通学方法によることができな
いときは、予算の範囲内で町長が定める額とする。

▽申請方法

申請書に学校長の証明を受けて提出してください。

▽受付期限 平成24年2月末日
浪江町教育委員会

TEL 080-2807-6933

年金相談会

浪江町民を対象とした年金相談会が開催されます。

▽日時

9月22日(木) 9時30分～16時

9月29日(木) 9時30分～16時

▽場所

福島県男女共生センター
4階 第1研修室

問 東北福島年金事務所

TEL 024-534-0444

二本松市役所東和支所での業務終了

二本松市役所東和支所(災害救援班)での業務は、9月5日(月)から二本松市の福島県男女共生センター内で行っています。

▽業務内容

災害救助全般、遺体捜査、安置所管理、遺留品管理、遺骨管理、災害に伴う火葬手続き等(災害救助法によるもの)、計画的避難区域の管理(計画的避難区域通行証・計画的避難区域避難)、放射線管理

問 災害救援班
TEL 0243-62-0123

警戒区域への一時立入二巡目の意向確認受付

9月下旬から警戒区域への一時立入の二巡目が始まります。

▷立入方法

バスでの立入を希望する方

- 一巡目と同じ方式で行います。
- バスでの立入は、原則1世帯最大2名までです。
- 持ち出せる荷物は、マイクロバスに持ち込めるもので、立入者の持てる範囲内とします。

マイカーでの立入を希望する方

- マイカーでの立入は、1世帯1台とし、原則1世帯2名以上で立入してください。
- 中継基地で受付しからの立入となります。
- 軽トラックなど荷物が屋外に露出する車両でシートが必要な場合は、中継基地で貸し出します。

注)一巡目と同様に、中学生以下の方の立入はできませんので、ご了承ください。

▷立入希望者の確認等

- 受付する中継基地で立入を希望する方全員の本人確認をします。免許証、パスポートなどの顔写真付きの身分証明書をお持ちください。(顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、2種類の書類を提示してください。)
- 立入希望者に変更がある場合は、立入前日の17時までに一時立入計画班までご連絡ください。(立入当日、立入者名簿上の名前と身分証明書の名前が一致しない場合、立入できないことがあります。)

▷立入に使用する車両

- 立入が認められる車のサイズは、ナンバーの分類番号が3～7で始まるものに限りです。
- 登録した立入車両に変更がある場合、立入前々日の17時までにご連絡ください。(事前に登録した車両以外は、検問を通過できません。)

▷搬出予定物品

- 食品、生き物および屋外に置いてあるものは持ち出せません。

問一時立入計画班 TEL 0243-62-0123

無料廃車受付窓口

「東日本大震災による津波・地震」および「福島第一原発事故による警戒区域設定」の被害により、現在使用不可能な状態の車両について、無料で廃車（永久抹消登録）の手続きをとることができます。

行政書士会運輸交通部会

▼受付期間

平成24年3月11日まで（土日・祝日・年末年始を除く）

▼受付時間

午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

▼受付車両

原動機付き自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を除く自動車（注）

こころの健康相談

精神保健福祉センター
TEL 0570-064-556
福島いのちの電話
TEL 024-536-4343
(10時～22時：土日含む)

(注)原動機付き自転車（125cc以下）・小型特殊自動車は、浪江町役場町民窓口において、被災車両の滅失申出をお願いします。
TEL 024-539-6262

全国やきそばサミット in 黒石

全国やきそばサミットが青森県黒石市で開催されます。全国11カ所のご当地焼きそばが集うイベントで、なみえ焼きそば（浪江焼麺太国）も出店します。

▼日時

10月8日(土)・9日(日)
10時～16時(9日は15時終了)

▼会場

青森県黒石市中心市街地

▼主催

全国やきそばサミット in 黒石実行委員会
問 実行委員会事務局
TEL・FAX 0172-88-8191

こころの健康ミニ講話と軽体操

こころやからだが疲れていませんか。震災後のこころの変化にどのようなものがあるかを知り、ゆつくりとした軽運動とゲームを行います。冷たいお茶での

休憩をとりながら行いますので、無理なく参加していただけます。終了後には、こころの相談や身体に関する相談も受け付けますので、気軽に声をかけてください。
▼日程

日にち	時間	場所
9月21日(水)	10:00～11:00	南矢野目仮設住宅 北集会所
	13:30～14:30	笹谷東部仮設住宅 東集会所
9月22日(木)	10:00～11:00	郭内公園仮設住宅 集会所
	13:30～14:30	安達運動場仮設住宅 B集会所
9月27日(火)	10:00～11:00	杉田住民センター仮設住宅 集会所
	13:30～14:30	杉内多目的運動広場仮設住宅 第2集会所
9月30日(金)	10:00～11:00	旧平石小学校仮設住宅
	13:30～14:30	建設技術学院跡仮設住宅

※借上げ住宅などにお住まいの方でも参加できます。

▼スタッフ

東北保健福祉事務所職員
こころの相談員と医療技師
問 健康保険班健康係
TEL 0243-62-0123

原子力発電所事故被害者救済支援センター

福島県弁護士会は、「福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター（以下「救済支援センター」といいます）」を設置しました。

この救済支援センターでは、主に、原子力損害賠償に関する法律相談を担当する弁護士の紹介や紛争解決センターの和解仲介申立代理を行う弁護士の紹介などを行います。

問 福島県弁護士会

原子力発電事故 被害者救済支援センター
TEL 024-533-7770
(平日10時～15時)

求職者の生活資金や住宅等に関する相談窓口

ふくしま求職者総合支援センターでは、求職活動中の生活資金や住宅などにお困りの方に対する相談窓口を設置しています。

生活・就労相談員が、求職者の事情や状況に応じて有益な情報提供を行うとともに、県や市町村、ハローワークなどの国の機関、各関連団体等の担当窓口への橋渡しをしながら、生活・就労を支援します。

(具体的には、貸付制度、生活保護、公営住宅、就職支援制度やセミナー、面接会、職業訓練や講習などの情報提供を受けることができます。)

郡山窓口(ふくしま地域共同就職支援センター内)

▼開所日
月曜日～金曜日
(ただし、祝日および12月29日～1月3日を除く。)

▼開所時間

8時30分～17時
TEL 024-995-5057

福島窓口(ふるさと福島就職情報センター隣)

▼開所日
月曜日、火曜日、木曜日～土曜日(ただし、祝日および12月29日～1月3日を除く。)

▼開所時間

10時～18時30分
TEL 024-525-2510

職場の労使困りごと 相談会

福島県と福島県労働委員会では、職場における賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職などに関する労使間の困りごとについて、出張相談および電話相談を行います。

相談は無料で、事前予約も可能です。秘密は厳守します。

▽出張相談

日	時間	会場
10月1日(土)	10時～15時	会津若松市勤労青少年ホーム (会津若松市城東町14-52)
10月2日(日)		郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)
10月2日(日)		福島県いわき合同庁舎南分庁舎 (いわき市平字梅本15)

▽電話相談

10月3日(月)～7日(金)
8時30分～18時30分
TEL 024-521-7594

がんばろう福島！ “絆”づくり応援事業

避難所・仮設住宅などの運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

市町村などから支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方などから雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

▽雇用対象者
被災された方、失業中の方

▽雇用期間・条件
業務内容による
(フルタイム・パートの別あり。)

▽業務内容例
● コミュニティ業務の補助
(清掃等の環境整備)

● 災害弱者などへの生活支援
(通院介助、買い物代行支援)

● 支援物資の整理、配布
● 災害対策本部に関する補助業務 など

▽従事場所
仮設住宅や避難所、行政機関

が指示した場所

▽募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されます。希望される方は、随時申し込みしてください。

▽雇用に関する問い合わせ

地域	事業者	電話番号
県北	株式会社トーネット	024-539-9771
県中・相双 いわき	株式会社 ワールドインテック	024-990-0631
県南	ニューワーク情報 サービス有限会社	0248-72-0064
津会 津南	株式会社レイバー サポートシステム	0242-37-7350

▽事業に関する問い合わせ

福島県雇用労政課
TEL 024-521-7290

新仮設津島診療所開設

9月15日から二本松市安達運動場内に診療所を開設しました。

▽場所

安達運動場内(二本松市油井字長谷堂230番地)
TEL 080-5949-7270

生命保険会社への連絡

生命保険会社では、契約者の安否確認や保険金の支払い、保険料払込猶予などの取扱いについて、契約者に案内しています。連絡が届いていない方は、ご加入の生命保険会社に現在の連絡先をお伝えください。

加入している契約が分からない方は、お問い合わせください。

災害地域生保契約照会センター
TEL 0120-001-731

9月定例議会

9月定例議会が、9月21日(火)9時から二本松市安達広域行政

出張所開設

福島市・本宮市・桑折町に出張所が開設されました。

■福島出張所

福島市役所9階(西側)
(福島市五老内町3番1号)
月～金曜日 8時30分～17時15分
TEL 024-535-0750
FAX 024-535-0753

■本宮出張所

本宮市役所白沢総合支所(1階)
(本宮市白岩字堤崎494番地2)
月～金曜日 8時30分～17時15分
TEL 0243-44-1185
FAX 0243-44-1187

■桑折出張所

桑折町役場(2階)
(伊達郡桑折町字東大隅18番地)
月～金曜日 8時30分～17時15分
TEL 024-582-2130
FAX 024-582-2135

ごみの出し方

— マナーを守りましょう —

ごみの出し方は、地域によって異なります。収集日や収集時間、分別方法をよく確認し、マナーを守って出しましょう。

浪江町議会事務局
TEL 0243-22-9531

組合自治センター3階会議室において開催されます。

今回の議会は、平成22年度一般会計・特別会計決算の承認や平成23年度補正予算案などの案件が審議される予定です。皆さまの傍聴をお待ちしています。

災害障害見舞金

東日本大震災により負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいがあった場合、災害障害見舞金を支給します。

▷支給の対象となる方

震災により次のような重い障がいを受け、身体障害者手帳等の交付手続きをした方で、被害を受けた当時、浪江町に住所を有していた方。

- ①両眼が失明した方
- ②咀嚼および言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥両上肢の用を全廃した方
- ⑦両下肢のひざ関節以上で失った方
- ⑧両下肢の用を全廃した方
- ⑨精神または身体の障がい重複する場合、重複する障がいの程度が、前各項目と同程度以上と認められる方

▷支給の内容

- 主たる生計維持者が重度の障がいを受けた場合
_____ 250万円
- その他の方が重度の障がいを受けた場合
_____ 125万円

▷申請方法・提出先

提出書類を記入の上、郵送または窓口に預金通帳の写しを添えて提出してください。

※預金通帳の写しは、金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人の記載があるもの。

＜提出先＞ 〒964-0904

二本松市郭内一丁目196-1

（福島県男女共生センター内）

浪江町役場二本松事務所

福祉こども班（災害給付）

▷注意事項

- 書類提出後「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」において審議され、支給、不支給を決定するため時間を要します。あらかじめご了承ください。
- 「当該障害に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。（警察表彰規程や消防表彰規程に基づき支給される賞しゅつ金など）

問福祉こども班（災害給付）

Tel 0243-62-0123 Tel 080-5949-8609

Fax 0243-22-4261

甲状腺検査 （先行調査）

放射線の健康影響については、現時点での放射線量等の状況から考えて極めて少ないと思われませんが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

そのため、子どもたちの健康を長期的に見守り、本人や保護者の皆さまに安心していただくため、18歳以下の全県民を対象に甲状腺の検査を実施します。
※浪江町、飯舘村、川俣の一部を先行調査します。

▷対象者

平成23年3月11日に0歳から18歳までの全県民（平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者）

※県外避難者含む。

※対象者には、個人通知されます。

▷検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり（結節性病変）等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において二次検査（採血、尿検査、細胞診等）を行います。

超音波検査は、ゼリーをつけた機械を首に当てて甲状腺を検査するもので、2～3分で終了します。注

射等と異なり、痛くもなく、また無害ですので安心して受診してください。

▷検査結果

検査結果は、後日保護者の皆さまに直接ご回答します。

また、データは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前や検査結果が公表されることは一切ありません。

今回の先行調査を福島県立医大で受診できない場合、平成23年11月以降、県内外の避難施設等で実施する先行調査を受診できます。

また、県外へ避難されている方は、今回福島県立医大で検査を受けることも可能ですが、後日県外でも同様の検査を受診できる体制を整えていく予定です。

問福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

Tel 024-549-5130（9時～17時）